

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

(商号又は名称) MFS インベストメント・マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 井上 義典 ㊞

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イ（第18号イ）の規定に基づき、2021年2月5日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、2021年3月31日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に30%以上の増減があったため、同規則第10条第1項第18号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2021年3月末現在	資本金の額	495,000,000 円
	発行可能株式総数	10,400 株
	発行済株式総数	9,900 株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当ありません。

(2) 会社の意思決定機関（2021年3月末現在）

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中から必要に応じて、会長1名、社長1名、並びに副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。また、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定します。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関する重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となります。代表取締役が議長の職務を行うことができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役があたります。取締役会は3カ月に1度開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催することができます。取締役会の招集通知は5日前までに発するものとします。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集期間を短縮し又はこれを省略することができます。

(3) 運用の意思決定プロセス（2021年3月末現在）

ファンドは、運用部門が運用の基本方針を定め、ファンドに組み入れる証券あるいはマザーファンド等のファンドの組み入れ方針、ファンドの分配方針等を決定する運用体制としています。

また、ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部門、コンプライアンス部門、オペレーション部門を含む関連各部門を構成メンバーとするリスクレビュー委員会においてレビューを実施する体制としています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うと

ともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

- ・2021年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	21	336,064
合計	21	336,064

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である MFS インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第 38 条および第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 23 期事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第 24 期事業年度に係る中間会計期間（2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
(資産の部)				
流動資産				
預金		4,578,304		3,605,348
前払費用		17,735		18,069
未収入金		2,297		2,585
未収委託者報酬		223,076		251,134
未収運用受託報酬		824,718		765,144
未収消費税		75,933		—
その他流動資産		322		232
流動資産合計		5,722,387		4,642,515
固定資産				
有形固定資産				
(1)建物	*1	43,017	38,489	
(2)器具備品	*1	42,498	30,201	
(3)リース資産	*1	12,464	8,947	
有形固定資産合計		97,981		77,638
無形固定資産				
(1)電話加入権		2,853	2,853	
(2)ソフトウェア		0	0	
無形固定資産合計		2,853		2,853
投資その他の資産				
(1)投資有価証券		327,771	379,872	
(2)差入保証金		94,468	94,468	
(3)繰延税金資産		38,178	69,847	
投資その他の資産合計		460,418		544,189
固定資産合計		561,252		624,681
資産合計		6,283,639		5,267,196
(負債の部)				
流動負債				
リース債務		3,497		3,516
未払金				
(1)未払手数料		5,320	5,808	
(2)その他未払金		109,414	84,646	90,454
未払法人税等				420,296
未払消費税等				108,851
未払配当金		1,296,900		—
関係会社未払金		237,264		132,025
役員賞与引当金		93,491		76,574
その他流動負債		—		5
流動負債合計		2,067,532		831,724
固定負債				
リース債務		9,168		5,651
資産除去債務		36,792		37,477
固定負債合計		45,960		43,129

負債合計		2,113,493		874,854
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		495,000		495,000
資本剰余金				
資本準備金	230,000	230,000	230,000	230,000
資本剰余金合計		230,000		230,000
利益剰余金				
(1)利益準備金		66,250		66,250
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	3,316,075	3,316,075	3,594,161	3,594,161
利益剰余金合計		3,382,325		3,660,411
株主資本合計		4,107,325		4,385,411
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		62,820		6,930
評価・換算差額等合計		62,820		6,930
純資産合計		4,170,146		4,392,342
負債・純資産合計		6,283,639		5,267,196

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
営業収益				
委託者報酬		1,411,416		1,175,043
運用受託報酬		4,945,813		4,798,003
投資助言報酬	*1	952,017		1,493,212
営業収益計		7,309,247		7,466,259
営業費用				
支払手数料		35,247		28,392
広告宣伝費		9,518		5,682
調査費				
委託調査費	*1	3,160,991		2,972,326
委託計算費		48,915		47,268
営業雑経費				
(1)通信費	4,907		4,921	
(2)印刷費	483		915	
(3)協会費	1,826		1,698	
(4)諸会費	9,157		8,967	
(5)その他	102,589	118,963	106,834	123,337
ファンド支弁費用		△ 5,930		△ 7,230
営業費用計		3,367,706		3,169,776
一般管理費				
給料				
(1)役員報酬	52,012		49,523	
(2)給料・手当	371,406		386,222	
(3)賞与	777,823	1,201,242	934,759	1,370,505
福利厚生費		395,398		437,455
交際費		8,898		3,214
寄付金		10,000		9,400
旅費交通費		60,058		44,073
租税公課		1,462		1,215
事業税		37,422		44,724
事業所税		741		741
不動産賃借料		103,006		101,108
役員賞与引当金繰入額		93,491		76,574
退職給付費用		18,962		19,532
固定資産減価償却費		24,781		18,091
リース資産減価償却費		3,603		3,516
資産除去債務利息費用		672		685
器具備品賃借料		1,487		—
器具備品費		323		—
消耗品費		1,159		1,384
修繕費		4,590		8,470
業務委託費	*1	281,841		28,075
顧問料		75,056		55,438
求人費		5,166		6,912

函書費		1,085		1,511
諸経費		34,780		37,859
臨時労務費		10,707		15,209
保険料		6,943		5,986
その他手数料		7,463		5,419
一般管理費計		2,390,347		2,297,107
営業利益		1,551,193		1,999,374
営業外収益				
投資有価証券売却益		—		39,528
雑益		47		310
営業外収益計		47		39,838
営業外費用				
支払利息		88		69
為替差損		885		6,294
雑損		107		0
営業外費用計		1,081		6,364
経常利益		1,550,158		2,032,849
税引前当期純利益		1,550,158		2,032,849
法人税、住民税及び事業税	478,408		662,863	
法人税等調整額	△ 3,085	475,322	△ 7,000	655,863
当期純利益		1,074,836		1,376,985

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,538,139	3,604,389	4,329,389	35,941	35,941	4,365,331
当期変動額										
剰余金の配当					△1,296,900	△1,296,900	△1,296,900			△1,296,900
当期純利益					1,074,836	1,074,836	1,074,836			1,074,836
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								26,878	26,878	26,878
当期変動額合計	—	—	—	—	△222,063	△222,063	△222,063	26,878	26,878	△195,185
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,316,075	3,382,325	4,107,325	62,820	62,820	4,170,146

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,316,075	3,382,325	4,107,325	62,820	62,820	4,170,146
当期変動額										
剰余金の配当					△1,098,900	△1,098,900	△1,098,900			△1,098,900
当期純利益					1,376,985	1,376,985	1,376,985			1,376,985
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								△55,889	△55,889	△55,889
当期変動額合計	—	—	—	—	278,085	278,085	278,085	△55,889	△55,889	222,196
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,594,161	3,660,411	4,385,411	6,930	6,930	4,392,342

[重要な会計方針]

項目	内容				
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券一時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>その他有価証券一時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法によっております。 （ただし、2016年3月31日以前に取得した建物については定率法によっております。） 器具備品については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="730 779 992 846"> <tr> <td>建物</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6～15年				
器具備品	4～15年				
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。</p>				
4. 重要な引当金の計上基準	<p>役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため当期末における支給見込み額を計上しております。</p>				
5. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

当事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
<p>・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)</p> <p>・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)</p> <p>・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)</p> <p>(1) 概要 国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。</p> <p>(2) 適用予定日 2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。</p>
<p>・「会計上の見積もりの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)</p> <p>(1) 概要 国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積もりの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積もりの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。</p> <p>(2) 適用予定日 2021年3月期の年度末から適用します。</p>

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注 1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021 年 3 月期の年度末から適用します。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている現状を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取り扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

〔注記事項〕

〔貸借対照表関係〕

前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)																
<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">50,126 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">82,165 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">5,120 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">137,412 千円</td> </tr> </table>	建物	50,126 千円	器具備品	82,165 千円	リース資産	5,120 千円	合計	137,412 千円	<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">54,655 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">95,728 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">8,637 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">159,020 千円</td> </tr> </table>	建物	54,655 千円	器具備品	95,728 千円	リース資産	8,637 千円	合計	159,020 千円
建物	50,126 千円																
器具備品	82,165 千円																
リース資産	5,120 千円																
合計	137,412 千円																
建物	54,655 千円																
器具備品	95,728 千円																
リース資産	8,637 千円																
合計	159,020 千円																
<p>2. 当社は、運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドとの間で60億円を上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。 当事業年度末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">手形借入枠</td> <td style="text-align: right;">6,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">－ 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,000,000 千円</td> </tr> </table>	手形借入枠	6,000,000 千円	借入実行残高	－ 千円	差引額	6,000,000 千円	<p>2. 当社は、運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドとの間で60億円を上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。 当事業年度末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">手形借入枠</td> <td style="text-align: right;">6,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">－ 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,000,000 千円</td> </tr> </table>	手形借入枠	6,000,000 千円	借入実行残高	－ 千円	差引額	6,000,000 千円				
手形借入枠	6,000,000 千円																
借入実行残高	－ 千円																
差引額	6,000,000 千円																
手形借入枠	6,000,000 千円																
借入実行残高	－ 千円																
差引額	6,000,000 千円																

〔損益計算書関係〕

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)												
<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">952,017 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">3,160,991 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">281,841 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	952,017 千円	委託調査費	3,160,991 千円	業務委託費	281,841 千円	<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">1,493,212 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">2,972,326 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">28,075 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	1,493,212 千円	委託調査費	2,972,326 千円	業務委託費	28,075 千円
投資助言報酬	952,017 千円												
委託調査費	3,160,991 千円												
業務委託費	281,841 千円												
投資助言報酬	1,493,212 千円												
委託調査費	2,972,326 千円												
業務委託費	28,075 千円												

[株主資本等変動計算書関係]

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)																
	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)													
1. 発行済株式に関する事項	9,900	—	—	9,900													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の 総額 (千円)</th> <th>1株あたり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年 3月19日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>1,296,900</td> <td>131,000</td> <td>2018年 12月20日</td> <td>2019年 3月19日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	2019年 3月19日 取締役会	普通株式	1,296,900	131,000	2018年 12月20日	2019年 3月19日
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日												
2019年 3月19日 取締役会	普通株式	1,296,900	131,000	2018年 12月20日	2019年 3月19日												

項目	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																
	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)													
1. 発行済株式に関する事項	9,900	—	—	9,900													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の 総額 (千円)</th> <th>1株あたり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年 12月12日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>1,098,900</td> <td>111,000</td> <td>2019年 9月30日</td> <td>2019年 12月12日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	2019年 12月12日 取締役会	普通株式	1,098,900	111,000	2019年 9月30日	2019年 12月12日
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日												
2019年 12月12日 取締役会	普通株式	1,098,900	111,000	2019年 9月30日	2019年 12月12日												

[リース取引関係]

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)</p>
<p>(借主側)</p> <p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(借主側)</p> <p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

〔金融商品関係〕

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	4,578,304	4,578,304	—
(2) 未収委託者報酬	223,076	223,076	—
(3) 未収運用受託報酬	824,718	824,718	—
(4) 未収消費税	75,933	75,933	—
(5) 投資有価証券	327,771	327,771	—
(6) 差入保証金	94,468	94,757	288
資産計	6,124,272	6,124,560	288
(1) 未払金	114,735	114,735	—
(2) 未払法人税等	321,644	321,644	—
(3) 未払配当金	1,296,900	1,296,900	—
(4) 関係会社未払金	237,264	237,264	—
負債計	1,970,544	1,970,544	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収消費税

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定してしております。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 未払配当金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注2) 金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	4,578,304	—	—
未収委託者報酬	223,076	—	—
未収運用受託報酬	824,718	—	—
未収消費税	75,933	—	—
差入保証金	—	90,028	4,440
合計	5,702,032	90,028	4,440

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,605,348	3,605,348	—
(2) 未収委託者報酬	251,134	251,134	—
(3) 未収運用受託報酬	765,144	765,144	—
(4) 投資有価証券	379,872	379,872	—
(5) 差入保証金	94,468	94,570	102
資産計	5,095,969	5,096,070	102
(1) 未払金	90,454	90,454	—
(2) 未払法人税等	420,296	420,296	—
(3) 未払消費税等	108,851	108,851	—
(4) 関係会社未払金	132,025	132,025	—
負債計	751,627	751,627	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定しております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注2) 金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	3,605,348	—	—
未収委託者報酬	251,134	—	—
未収運用受託報酬	765,144	—	—
差入保証金	4,440	90,028	—
合計	4,626,067	90,028	—

〔有価証券関係〕

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	327,771	237,226	90,545
	小計	327,771	237,226	90,545
合計		327,771	237,226	90,545

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	379,872	369,883	9,989
	小計	379,872	369,883	9,989
合計		379,872	369,883	9,989

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

当社はその他有価証券の売却を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他(注)	106,868	39,528	—
小計	106,868	39,528	—
合計	106,868	39,528	—

(注) 投資信託受益証券であります。

〔デリバティブ取引関係〕

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔退職給付関係〕

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して 2005 年 5 月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 18,962 千円

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して 2005 年 5 月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 19,532 千円

[税効果会計関係]

前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
17,079	22,560
未払事業所税	未払事業所税
226	226
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
30,620	30,620
資産除去債務	資産除去債務
11,265	11,475
生命保険料	生命保険料
7,496	8,677
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
66,688	73,560
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する	資産除去債務に対応する
除去費用	除去費用
785	654
投資有価証券評価益	投資有価証券評価益
27,725	3,058
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
28,510	3,713
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
38,178	69,847
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異が法定実効税率の100分の5以下で ありますので注記を省略しております。	法定実効税率
	30.62%
	(調整)
	役員賞与等永久に損金に 算入されない項目
	1.64%
	税効果会計適用後の 法人税等の負担率
	32.26%

〔関連当事者との取引〕

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (2018年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 間接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	952,017	関係会社未払金(注4)	237,264
							営業取引	委託調査費(注2)	3,160,991		
							営業取引	業務委託費(注3)	281,841		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。
(注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。
(注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。
(注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社はMFS インターナショナル・リミテッド（非上場会社）の100%子会社であり、MFS インターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社）の100%子会社であります。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (2019年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 間接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	1,493,212	関係会社未払金(注4)	132,025
							営業取引	委託調査費(注2)	2,972,326		
							営業取引	業務委託費(注3)	28,075		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。
- (注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。
- (注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。
- (注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社は MFS インターナショナル・リミテッド（非上場会社）の 100%子会社であり、MFS インターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社）の 100%子会社であります。

〔資産除去債務関係〕

前事業年度末（2019年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	36,119	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	672	千円
当事業年度末残高	<u>36,792</u>	<u>千円</u>

当事業年度末（2020年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	36,792	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	685	千円
当事業年度末残高	<u>37,477</u>	<u>千円</u>

[セグメント情報等]

セグメント情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

関連情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

日本	アメリカ	合計
6,357,230	952,017	7,309,247

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	952,017

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

日本	アメリカ	合計
5,973,046	1,493,212	7,466,259

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	1,493,212

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

〔1株当たり情報〕

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
1株当たり純資産額	421,226円90銭	443,670円97銭
1株当たり当期純利益	108,569円31銭	139,089円48銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	1,074,836千円	1,376,985千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式にかかる当期純利益	1,074,836千円	1,376,985千円
期中平均株式数	9,900株	9,900株

〔重要な後発事象〕

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第 24 期中間会計期間 (2020 年 9 月 30 日現在)	
	金額	
(資産の部)		
流動資産		
預金		3,682,801
前払費用		25,531
未収入金		2,980
預け金		4,163
未収委託者報酬		241,582
未収運用受託報酬		1,412,368
流動資産計		5,369,428
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	36,309
器具備品	*1	25,680
リース資産	*1	7,189
有形固定資産合計		69,179
無形固定資産		
電話加入権		2,853
ソフトウェア		0
無形固定資産合計		2,853
投資その他の資産		
投資有価証券		444,158
差入保証金		90,028
繰延税金資産		35,730
投資その他の資産合計		569,918
固定資産計		641,950
資産合計		6,011,378
(負債の部)		
流動負債		
リース債務		3,526
未払金		
未払手数料		5,619
その他未払金		33,997
未払金計		39,616
未払法人税等		226,394
未払消費税等	*2	191,714
関係会社未払金		588,715
未払配当金		1,504,800
その他流動負債		8
流動負債計		2,554,776
固定負債		
リース債務		3,886
資産除去債務		37,826
固定負債計		41,712
負債合計		2,596,488
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		495,000
資本剰余金		
資本準備金		230,000

資本剰余金合計	230,000
利益剰余金	
利益準備金	66,250
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,572,108
利益剰余金合計	2,638,358
株主資本合計	3,363,358
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	51,532
評価・換算差額等合計	51,532
純資産合計	3,414,890
負債・純資産合計	6,011,378

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	第 24 期中間会計期間 自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日	
	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		536,137
運用受託報酬		1,964,054
投資助言報酬		484,194
営業収益計		2,984,387
営業費用		
支払手数料		12,980
広告宣伝費		1,963
調査費		
委託調査費	1,243,605	1,243,605
委託計算費		20,599
営業雑経費		
通信費	3,244	
印刷費	673	
協会費	757	
諸会費	4,488	
その他	50,581	59,745
ファンド支弁費用		△ 3,966
営業費用計		1,334,928
一般管理費		
給料		
役員報酬	18,745	
給料・手当	203,134	
役員賞与	13,065	
賞与	126,265	361,211
福利厚生費		172,226
交際費		332
寄付金		2,000
旅費交通費		468
租税公課		963
事業税		14,560
事業所税		370
不動産賃借料		49,862
退職給付費用		10,389
固定資産減価償却費	*1	6,700
リース資産減価償却費	*1	1,758
資産除去債務利息費用		376
消耗品費		325
修繕費		2,127
業務委託費		230,141
顧問料		27,139
求人費		6,905
図書費		890
諸経費		18,136
臨時労務費		3,536
保険料		2,990
その他手数料		2,705
一般管理費計		916,120

營業利益		733,337
營業外収益		
受取利息		1,496
雑益		1,369
營業外収益計		2,866
營業外費用		
為替差損		27,191
營業外費用計		27,191
經常利益		709,012
税引前中間純利益		709,012
法人税、住民税及び事業税	211,834	
法人税等調整額	14,432	226,266
中間純利益		482,746

(3) 中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金等	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,594,161	3,660,411	4,385,411	6,930	6,930	4,392,342
当中間期変動額										
剰余金の配当					△1,504,800	△1,504,800	△1,504,800			△1,504,800
中間純利益					482,746	482,746	482,746			482,746
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								44,601	44,601	44,601
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△1,022,053	△1,022,053	△1,022,053	44,601	44,601	△977,452
当中間期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,572,108	2,638,358	3,363,358	51,532	51,532	3,414,890

重要な会計方針

項目	第 24 期中間会計期間 自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>有価証券</p> <p> その他有価証券一時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p> その他有価証券一時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法によっております。 （ただし、2016 年 3 月 31 日以前に取得した建物については定率法によっております。） 器具備品については定率法によっております。</p> <p> なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～15 年 器具備品 4～15 年</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっております。</p> <p>③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

〔中間貸借対照表関係〕

項目	第 24 期中間会計期間 (2020 年 9 月 30 日現在)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">56,834 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">100,250 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">10,395 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">167,480 千円</td> </tr> </table>	建物	56,834 千円	器具備品	100,250 千円	リース資産	10,395 千円	合計	167,480 千円
建物	56,834 千円								
器具備品	100,250 千円								
リース資産	10,395 千円								
合計	167,480 千円								
*2. 消費税及び地方消費税の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。								

〔中間損益計算書関係〕

項目	第 24 期中間会計期間 自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日						
*1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">8,459 千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">－ 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,459 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	8,459 千円	無形固定資産	－ 千円	合計	8,459 千円
有形固定資産	8,459 千円						
無形固定資産	－ 千円						
合計	8,459 千円						

〔中間株主資本等変動計算書関係〕

項目	第 24 期中間会計期間 自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日					
	1. 発行済株式に関する事項	(単位：株数)				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
	普通株式	9,900	-	-	9,900	
2. 配当に関する事項						
	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
	2020年 9月15日 取締役会	普通株式	1,504,800	152,000	2020年 9月30日	2020年 9月30日

〔リース取引関係〕

第 24 期中間会計期間 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

〔金融商品関係〕

第 24 期中間会計期間 (2020 年 9 月 30 日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2020 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	(単位：千円)		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,682,801	3,682,801	—
(2) 未収委託者報酬	241,582	241,582	—
(3) 未収運用受託報酬	1,412,368	1,412,368	—
(4) 投資有価証券	444,158	444,158	—
(5) 差入保証金	90,028	90,062	33
資産計	5,870,940	5,870,973	33
(1) 未払金	39,616	39,616	—
(2) 未払法人税等	226,394	226,394	—
(3) 未払消費税等	191,714	191,714	—
(4) 関係会社未払金	588,715	588,715	—
(5) 未払配当金	1,504,800	1,504,800	—
負債計	2,551,239	2,551,239	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価のあるものについては市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定しております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等及び(5) 未払配当金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、中間会計期間末日の公示外国為替相場により換算し、帳簿価額としております。

[有価証券関係]

第24期中間会計期間(2020年9月30日現在)

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	444,158	369,883	74,275
	小計	444,158	369,883	74,275
合計		444,158	369,883	74,275

(注1) 投資信託受益証券であります。

(注2) 当社は当中間会計期間末日現在非上場株式(貸借対照表計上額0千円)を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

[デリバティブ取引関係]

第24期中間会計期間(2020年9月30日現在)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔資産除去債務関係〕

第24期中間会計期間（2020年9月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	37,477	千円
時の経過による調整額	349	千円
当中間会計期間末残高	37,826	千円

〔セグメント情報等〕

第24期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

関連情報

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	アメリカ	合計
2,500,192	484,194	2,984,387

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	484,194

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第24期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

第24期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第24期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

〔1株当たり情報〕

項目	第24期中間会計期間
	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日
1株当たり純資産額	344,938円39銭
1株当たり中間純利益金額	48,762円23銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第24期中間会計期間
	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日
中間純利益	482,746千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純利益	482,746千円
期中平均株式数	9,900株

〔重要な後発事象〕

第24期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

公開日 2021年4月12日

作成基準日 2021年3月31日

本店所在地 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル
お問い合わせ先 営業部

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

MF S インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島紀子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎雅則	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMF S インベストメント・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MF S インベストメント・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月30日

MF S インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎雅則	印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMF S インベストメント・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MF S インベストメント・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。